平成２３年（フ）第２６７号
川崎市川崎区大島３丁目９番10号
債務者　須田　尚孝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
川崎市川崎区大島３丁目９番10号
債務者　須田　里子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
川崎市川崎区藤崎３丁目14番18号　コーポヤマキタ103号
債務者　栗原のり子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
川崎市中原区上小田中１丁目３番45号　コーポラス原103
債務者　松元伸一郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
川崎市中原区小杉陣屋町２丁目６番19号　第５栄荘503
債務者　青柳　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
川崎市中原区中丸子394番地　たつみ荘102
債務者　高橋　次郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
川崎市川崎区小田３丁目11番６号　コーポ秀明101
債務者　上続　正行
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
川崎市中原区新城５丁目９番21号　平安コーポラスＮｏ．14―101
債務者　海老原民子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
川崎市川崎区日進町10番地15　かぎ高荘２階17号、前住所川崎市中原区木月祇園町18番５号　山本荘１Ｆ
債務者　佐滝　竜一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
川崎市高津区末長467番地２　サクラハイツ101、前住所川崎市高津区向ケ丘137番地１　サンボナール宮崎台101
債務者　佐々木　卓
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

財産状況報告集会及び破産債権の一般調査期日変更

平成２３年（フ）第２７号
山口県岩国市周東町下久原1696番地
破産者　藤井　和文
主文　財産状況報告集会・破産債権の一般調査の各期日を平成23年８月９日午前10時30分と変更する。
平成23年６月６日　山口地方裁判所岩国支部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第２１４号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上條道西甲125番地の２
破産者　西会津建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
福島地方裁判所会津若松支部

平成１６年（フ）第２４３号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上条道西甲125番地の２
破産者　西会津石材株式会社
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
福島地方裁判所会津若松支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２７号
島根県出雲市東郷町823番地６
破産者　有限会社ながさこ建設
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１６４号
栃木県小山市西城南７丁目７番地２
破産者　有限会社岩崎断熱
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３２８２号
名古屋市緑区鳴海町母呂後９―２、商業登記簿上の本店所在地名古屋市瑞穂区彌富町字月見ケ岡70番地
破産者　株式会社水野工務店
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部